

令和3年

第10回(定例会)東かがわ市教育委員会議

会議録

令和3年9月24日(金)

出席構成員			
東かがわ市教育長	竹田 具治		
委員(教育長職務代理者)	向山 正裕		
委員	山本 勝博		
	櫻原 文子		
	安富 安代		
欠席構成員			
説明のため会議に出席した者の職氏名			
教育部長	中川 敬彦	学校教育課 副主幹	岸本 禎
学校教育課長	片山 竜治	学校教育課 副主幹	久武 滋
生涯学習課長	中川 晃代	生涯学習課 副主幹	上枝 勉
子育て支援課長	六車 輝典	生涯学習課 主事	中吉 大夢
学校教育課 副主幹	水口 由美子		
職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名			
学校教育課 副主幹	水口 由美子		
会議録署名人			
教育長 竹田 具治 山本 勝博 委員			
事務局担当書記	学校教育課 副主幹 水口 由美子		

【特記事項】 傍聴人:0人

議 事 日 程

日程第 1	会議録署名委員の指名について		
日程第 2	会期の決定について		
日程第 3	令和 3 年第 9 回（定例会）東かがわ市教育委員会会議録の承認について		
日程第 4	教育長報告		
日程第 5	議案	第 1 号	東かがわ市放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則について
日程第 6	議案	第 2 号	東かがわ市教育支援センター（ふれんど教室）規則の一部を改正する規則について
日程第 7	議案	第 3 号	東かがわ市スポーツ・芸術文化振興賞賜金交付要綱の一部を改正する告示について
日程第 8	議案	第 4 号	東かがわ市県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する訓令について
日程第 9	議案	第 5 号	東かがわ市小中学校高速情報通信ネットワーク管理運営規程の一部を改正する訓令について
追加日程 第 1	議案	第 1 号	東かがわ市温水プール整備運営事業公募型プロポーザル手続開始の公告について
日程第 10	報告	第 1 号	東かがわ市ネット・スマホ依存対策調査報告について
日程第 11	報告	第 2 号	令和 3 年度東かがわ市主催研修会について

【議 事 内 容】

（午後 1 時 3 0 分 開会）

■ 日程第 1 会議録署名委員の指名について

教育長が、本会議の会議規則第6条の規定に基づき、竹田教育長と委員の中から1名、山本委員を指名。

■日程第2 会期の決定について

教育長から、本会議の会期について1日でよいか意見を求める。

<質疑>

- 委員 1日です承。

■日程第3 令和3年第9回（定例会）東かがわ市教育委員会会議録の承認について

学校教育課長から会議録について説明。

<質疑>

- 特になし。

■日程第4 教育長報告

竹田教育長から、8月（8月26日から9月24日）に出席した行事等について報告。
また、今後の予定について報告し、質疑を求める。

<質疑>

- 特になし。

■日程第5 議案 第1号 東かがわ市放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則について

子育て支援課 六車課長が説明。

<質疑>

- 特になし。

■日程第6 議案 第2号 東かがわ市教育支援センター（ふれんど教室）規則の一部を改正する規則について

子育て支援課 六車課長が説明。

<質疑>

- 特になし

■日程第7 議案 第3号 東かがわ市スポーツ・芸術文化振興賞賜金交付要綱の一部を
改正する告示について

生涯学習課 中吉主事が説明

<質疑>

- 山本委員 今回、この項目を入れる必要があるのですか。中止になったら出ていないですね。
- 中川課長 中止になった場合でもお祝金なので、交付する方向で改正させていただきたいと思っております。あくまでもお祝金で、大会に出場したからではなく、大会に出場する権利を地区の予選会を経て得た方にお祝金という形でお渡ししております。
- 山本委員 大会結果や中止については今までどおり教育長に報告をすれば、要綱改正までする必要があるのでしょうか。
- 中川部長 お祝金を出そうという話のなかで、現行の要綱で教育長がその大会を認めたらいけます。ただ、今回であれば例えば国民体育大会であればすでに無くなり、優勝して出場資格はありますが、大会が無いのにそこにお祝金を出す事に少し疑問がありますので、きちんと明確にし、それに対してお祝金を出しましょうということですが、その上の大会が無くなった時に本来出さなくてもいいのではないかと議論がありますが、本人が体調を悪くして出場できないなどの場合は出ませんが、不可抗力で大会が無くなった場合については、これはかわいそうではないかということで今回上げさせていただきました。お金は出るということです。
- 山本委員 それであれば、もらいましたが上の大会が中止になりましたと、報告だけするのであればわざわざ6条の明記がなくてもいいのではないのでしょうか。
- 教育長 6条については義務付けているので、報告しなければいけません。
- 向山委員 これは経費ではなくてお祝金であるのでこの際はっきりしておきましょうということですか。判断する目安を残しておきましょうということですか。
- 樫原部長 賞賜金という言葉がお祝金ということですか。
- 中川部長 そうです。
- 山本委員 不可抗力という判断はどこがするのでしょうか。

- 中川部長 教育委員会です。
- 山本委員 大会終了後で不可抗力で大会が中止になるようなケースはこれまでなかったんでしょうか。
- 中川部長 今まではなかったと思います。

■日程第8 議案 第4号 東かがわ市県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する訓令について

学校教育課 岸本副主幹が説明

<質疑>

- 山本委員 10ページの施行命令権者とあるのは誰になるんですか。その都度変わるということですか。
- 岸本副主幹 はい、校長先生となる場合は校長ですが、教育長まで決裁が必要な場合は教育長になり、関係ない場合は斜線を引いて提出することにしていただいておりますのでこの形をとらせていただきました。
- 山本委員 ここの旅行命令権者はその都度変わるんですね。
- 岸本副主幹 はい。
- 安富委員 校長受理印、校長の確認印の欄はそのそのまま校長でいいんですか。
- 岸本副主幹 はい、ここは校長です。

■日程第9 議案 第5号 東かがわ市小中学校高速情報通信ネットワーク管理運営規程の一部を改正する訓令について

学校教育課 岸本副主幹が説明

<質疑>

- 山本委員 原則として各学校で行うということですね。例えば個人が持ち帰っていて破損させた場合やいろいろなケースがあると思いますが、その場合は学校でみるということなのか、個人に請求するとか、まだ詰められてはないと思いますがどうなのでしょう。
- 教育長 まだ、作成中です。
- 岸本副主幹 今、出来上がりつつありますが、学校と保護者、また、それに対して教育委員会が指示を出していくよう統一していこうと思っております。
- 片山課長 保護者にはルールを流す予定で、動いていますのでそのルールの中に故意であれば支払っていただきますという文言は入れます。
- 委員 周知文書はこれだけですか。追加はありますか。

ますが。

- 片山課長 今、タブレットの持ち帰りを経験させていただいております。そういった中でいろいろ保護者との関わりがありますので、使えるものは使って周知をして注意喚起に繋げていきたいと思っております。
- 山本委員 学校でいえば引田中学校は無回答がゼロという数字が出ていますが、学校によってだいぶ違うんですね。
- 久武副主幹 はい、夏休みのしおりの中に入れていますが、このしおりを出さない子はこの無回答の中に入っていますので。
- 山本委員 持ち帰らせているのは何年生ですか。
- 安富委員 小学校は5・6年生で、1から4年は指導も不十分なので10月の予定と書いてありました。中学校は全学年持って帰っています。

- 日程第11 報告 第2号 令和3年度東かがわ市主催研修会について
学校教育課 久武副主幹が説明。

<質疑>

- 山本委員 教育講演会、双方向型オンラインで実際の受講者は分かりやすかったとか分かりにくかったとかの感想はどうでしたでしょうか。
- 久武副主幹 最初繋げる時に手間取りまして15分くらい、時間を取ってしまったということと、途中で活動の時間を入れてくださったんですが、やはり講師の先生方が画面の向こう側にいるので、どうしても会場の様子が分かりにくかったり、先生方の空気と言いますか、そこでうまくいけているのかということが分かりにくかったです。また、学校で講習会をしたので、移動の手間が省けたであるとか、先生方の負担が少なくなった事に関してはプラスの意見をいただきました。

午後3時06分 閉会
